



栃木県公報

平成29年
8月18日(金)
第2911号

目次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 701
- 広域連合の規約の変更の許可..... 702
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 702
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 702
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 703
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 703
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 703
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 704

公 告

- 平成29年度クリーニング師試験の実施..... 704
- 土地改良区役員の退就任..... 706
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 706
- 開発行為の工事完了..... 706
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 707

告 示

栃木県告示第三百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県鹿沼土木事務所において縦覧に供する。

平成二十九年八月一八日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 上南摩小裏
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
鹿沼市	上南摩町	小沢前	七二〇番	一号
同	同	同	七一九番	二号
同	同	滝ノ沢	七二五番一	三号
同	同	同	七三〇番二地先道路	四号
同	同	同	七四二番一地先道路	五号
同	同	同	一九八九番	六号
同	同	同	一九九〇番一	七号及び八号
同	同	同	一九九一番	九号

(公 報 特 記 事 項)

栃木県告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙の方法の変更を内容とする栃木県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一
(市町村課)

栃木県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成29年 5月 1日	よこづかハートクリニック	佐野市堀米町3913-11
平成29年 5月 1日	ふみの耳鼻咽喉科クリニック	那須塩原市沓掛 1-11-5
平成28年10月31日	こん歯科クリニック	佐野市富岡町664-4
平成29年 4月 1日	石井歯科医院	佐野市若松町631-1
平成29年 3月 1日	うちうみ歯科クリニック	下都賀郡野木町丸林572-12

栃木県告示第384号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成29年 5月31日	開成整形外科医院	足利市江川町 3-4-12
平成29年 4月30日	よこづかハートクリニック	佐野市堀米町3913-11
平成28年10月30日	滝口歯科医院	佐野市富岡町641-8
平成27年12月31日	石川整形外科クリニック	鹿沼市上殿町1619-4
平成29年 4月30日	ふみの耳鼻咽喉科クリニック	那須塩原市沓掛 1-11-5

平成29年 3月31日	金子内科クリニック	芳賀郡芳賀町祖母井1041-2
平成29年 3月31日	石井歯科医院	佐野市若松町631-1
平成28年12月31日	フクシ鹿沼薬局	鹿沼市府所町139-3
平成28年12月31日	フクシ千渡薬局	鹿沼市千渡1670-5

(保健福祉課)

栃木県告示第385号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970402228	エフビー介護サービス株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社佐野営業所	佐野市富岡町1509番地1	平成29年 8月1日	福祉用具貸与
0970402228	エフビー介護サービス株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社佐野営業所	佐野市富岡町1509番地1	平成29年 8月1日	特定福祉用具販売

栃木県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970302022	社会福祉法人太子の会 理事長 大阿久 岩貴	居宅介護支援事業所 常若の杜みながわ	栃木市柏倉町865番地	平成29年 8月1日	居宅介護支援

栃木県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		

0970501425	株式会社lookeyes 代表取締役 見目 澄子	リハビリ処カーヤ	鹿沼市縦山町606番地2	平成29年 8月1日	介護予防通 所介護
0970402228	エフビー介護サービス 株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社佐野営業所	佐野市富岡町1509番地1	平成29年 8月1日	介護予防福 祉用具貸与
0970402228	エフビー介護サービス 株式会社 代表取締役 柳澤 秀樹	エフビー介護サービス株式会社佐野営業所	佐野市富岡町1509番地1	平成29年 8月1日	特定介護予 防福祉用具 販売

(高齢対策課)

栃木県告示第388号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
上飯田土地改良区	上飯田地区土地改良（維持管理）事業	平成29年8月21日から 同年9月15日まで	平成29年10月2日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○平成29年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により平成29年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第4条の規定により公告する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験日 平成29年11月12日（日）
- (2) 試験開始時間 学科試験 午前10時（集合時間：午前9時30分）
実技試験 午後1時
- (3) 試験会場 宇都宮市昭和1丁目1番23号 栃木県獣医師会館

2 試験科目

- (1) 学科試験（60分）
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 鑑定試験

薬品の鑑定 (10分)

繊維の鑑定 (5分)

イ 技能試験

アイロン仕上げの技能 (8分)

3 出願期間

平成29年10月3日 (火) から同月5日 (木) まで

(郵送による場合は、平成29年10月5日 (木) までの消印があるものに限り受け付ける。)

4 出願場所

(1) 県内 (宇都宮市を除く。) 居住者は、その住所地を管轄する健康福祉センター

(2) 宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所

(3) 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

5 受験資格

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条 (高等学校の入学資格) に規定する者

(2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令 (昭和30年厚生省令第21号) 附則第2項に規定する者

((1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者)

6 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証する書類 (卒業証明書等)

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

ア 卒業証書の写しを提出する場合は、その原本も併せて持参すること。

イ 卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄 (抄) 本を提示すること。

(4) 受験票

(5) 写真 (出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm横4.5cmのものを受験票に貼り付けること。)

(6) 62円切手 (郵送料として、受験票に貼り付けること。)

7 受験手数料

7,000円を栃木県収入証紙により納付すること (受験願書に貼付し、消印をしないこと。)

8 合格者の発表

(1) 平成29年11月28日 (火) 午前11時に県庁正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。

(2) 栃木県公式ホームページに掲載する。

(3) 合格者には、栃木県保健福祉部生活衛生課から通知する。

(4) 合否について電話での問い合わせには一切応じない。

9 その他

(1) 受験者本人は、平成29年11月28日 (火) から1ヶ月間、科目別得点を栃木県保健福祉部生活衛生課で口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類 (受験票、身分証明書、運転免許証等) を持参すること。

(2) 受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配付するものを使用すること。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒 (規格 (長3) の封筒

に、宛先を明記の上、82円切手を貼る。)を同封の上、栃木県保健福祉部生活衛生課宛て請求すること。

- (3) 試験当日は、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)、昼食及び実技試験で使用する白無地綿50%以上シングルカフスのポケットにふたのないワイシャツ1枚(完全に洗濯し、のり付けして適当に湿らせたもの)を必ず持参すること。
- (4) 身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部生活衛生課へ連絡すること。
- (5) その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
 栃木県保健福祉部生活衛生課
 電話 028-623-3110

(生活衛生課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員名	就任役員名	住所	退任年月日	就任年月日
たかはら土地改良区	理事	和氣 操	和氣 操	矢板市倉掛199-1	29.3.31	29.4.1
	〃	落合 勇人	落合 勇人	〃 上伊佐野322	〃	〃
	〃	和氣 勝美	和氣 勝美	〃 倉掛690	〃	〃
	〃	齋藤 洋	齋藤 洋	〃 〃 954-4	〃	〃
	〃	石塚 恵久	石塚 恵久	〃 〃 537-1	〃	〃
	〃	金子 文男	金子 文男	〃 上伊佐野420-10	〃	〃
	〃	君嶋 武久	君嶋 武久	〃 倉掛557	〃	〃
	監事	格和 信靖		〃 上伊佐野446	〃	
	〃	君島 永世	君島 永世	〃 倉掛555	〃	29.4.1
	〃	和氣 善洋	和氣 善洋	〃 〃 227-1	〃	〃
	〃		矢板 進	〃 上伊佐野451		〃

(農地整備課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年8月9日に変更した、宇都宮都市計画ごみ処理場(宇都宮市プラスチック製容器包装資源化施設)の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福田 富一

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡芳賀町大字東水沼字上宮内505番3 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町大字東水沼字上宮内505番1の 一部、505番2の一部、505番2先	芳賀郡芳賀町大字東水沼505番地1	小 池 博 之
下野市石橋字東浦169番1、169番50	東京都東大和市向原4丁目4番地の 15	小 川 誠 一 郎
下野市国分寺字甲塚864番5	栃木市藤岡町都賀589番地1	二 宮 尚 輝
下都賀郡壬生町元町35番、36番、37番、38番 1、38番4、40番2、3401番1、37番地先	宇都宮市若松原二丁目18番5号	株式会社あおい不動 産事務所
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1146番8	下都賀郡壬生町大字安塚1168番地54 ペアレジデンスII102	早 乙 女 文 香
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美110番2、 110番3	栃木市大皆川町451番地	大 島 浩 子 大 島 修
矢板市扇町二丁目1519番70、1519番109、 1519番247、1519番248、1519番275、1519番 276、1519番277、1519番278、1519番279、 1519番280、1538番2、1538番3、1538番4、 1538番5、1538番6、1538番7	矢板市針生13番地	菊 地 一 壽

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止
について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成29年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

廃 止 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
平成29年 8月 9日	株式会社両毛食肉センター	足利市寺岡町823

(会計局会計管理課)